

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例の一部を改正
する条例

奈良県介護従事者確保のための外国人留学生修学支援資金貸与条例（令和元年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 学費（授業料、入学料その他の日本語教育機関における修学に要する費用をいう。以下同じ。）

第四条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 学費に充てる支援資金 留学生一人につき月額一万六千円

第四条第二項中「前項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を、「貸与期間は、」の下に「同項第一号の支援資金にあつては」を、「おいて」の下に「、同項第二号の支援資金にあつては留学生が日本語教育機関において、それぞれ」を加え、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。